

## 愛媛県教育委員会 1月定例会会議録

- 1 開会の日時及び場所  
平成25年 1月24日(木) 午後3時00分  
愛媛県庁 第一別館 教育委員室
- 2 委員定数  
6人
- 3 出席委員  
委員長 松岡義勝 委員 西田真己 委員 関 啓三  
委員 堺 雅子 委員 脇斗志也 教育長 仙波隆三
- 4 欠席委員  
なし
- 5 会議に出席した公務員の職氏名  
副教育長 井上 正 管理部長 伊藤 優  
指導部長 竹本公三 教育総務課長 大森文男  
教職員厚生室長 越智和彦 生涯学習課長 高橋 仁  
文化財保護課長 山本亜紀子 保健体育課長 福田和樹  
義務教育課長 越智眞次 高校教育課長 北須賀逸雄  
人権教育課長 新谷和志 特別支援教育課長 西原昇次
- 6 会議の概要
  - (1) 開 会  
委員長 午後3時00分開会を宣する。  
委員長 議事の議案第1号県立学校教員の懲戒処分については、  
人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。  
全委員 異議ない旨答える。
  - (2) 12月定例会会議録の承認  
委員長 12月定例会会議録の承認について諮る。  
全委員 異議ない旨答える。  
委員長 承認する旨宣する。
  - (3) 教育長報告  
委員長 報告を求める。  
閉会中の文教警察委員会の質疑内容について  
教育長 平成25年1月21日に行われた文教警察委員会における教  
育委員会関係の質問及び答弁要旨について報告する。  
委員長 警察との連携に関し、傷害事件の被害にあった生徒が、  
風評被害にあった状況について質問する。  
義務教育課長 傷害事件の被害者である中学生に対して事前に何  
の連絡もないまま事件が新聞で報道され、その地域でうわさが広が

るなどの風評被害を受けたものである旨回答する。

教育長 議員は、特に警察側の対応について、被害者の立場に立った配慮をお願いしたいとのことであり、県教育委員会から警察本部に対し、既にその要望内容を報告した旨回答する。

委員長 今後予定している公安委員会との意見交換会等も利用して、子どもたちに被害が及ばないように連携を深めたい旨意見を述べる。

愛媛県学力診断調査結果について

義務教育課長 平成24年12月18日及び19日に実施した愛媛県学力診断調査について、調査結果の概要を報告する。

堺委員 中学校英語における市町の正答率グラフについて、市町間で差がついた理由について質問する。

義務教育課長 高校入試の結果と同様に、中学校の英語は山型の分布にならないことが多く、学年を重ねるごとに得意な者と不得意な者に分かれる傾向があるためであると考え旨回答する。

委員長 高校入試の結果は2極化することから、それと比較すると、今回の調査結果は全体的にみて問題ない分布になっていると考え旨意見を述べる。

堺委員 中学校英語の正答数分布は問題ないと考えるが、正答率グラフにおける市町間の差が比較的開いた理由について質問する。

義務教育課長 中学校の数学に関しては、問題の難易度が影響していると考えるが、英語に関しては理由が分からない旨回答する。

委員長 学校規模の影響について質問する。

義務教育課長 小中学校共に100人未満の学校の方がわずかに正答率が高いものの、学校規模の影響はほとんど見られない旨回答する。

脇委員 学力診断テストの結果は、小・中・高校間で連携し、有効に活用してほしい旨意見を述べる。

委員長 県立中等教育学校前期過程の生徒の調査結果について質問する。

高校教育課長 県立中等教育学校前期過程の3校の各教科の平均正答率は、国語が78.4パーセント、社会62.7、数学55.2、理科66.1、英語75.0、全教科で67.5パーセントとなっており、県内の平均と比較すると、各教科では8～13ポイント高く、全教科では10ポイント程度高い結果となっている旨、及び今後は各中等教育学校内において詳細に結果を分析し、学習改善に活用できるよう指導する旨回答する。

関委員 出題の方針に関し、児童生徒に考えさせる記述式問題の出題傾向について質問する。

義務教育課長 出題の方針は、PISA（OECDの生徒の学力到達度調査）が基本となっており、そのため、過去に多かった知識を問う問題は減少し、現在は多数の資料を読み解き、答えが出るまでに時間がかかる記述式問題が増加してきているなど、出題傾向は変化している旨回答する。

公文書非公開決定に対する審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会からの答申について

高校教育課長 技能労務職員の昇任・昇格基準に係る公文書非公開決定に対する審査請求について、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会の答申内容を報告する。

委員長 今後の教育委員会の役割について質問する。

高校教育課長 配布している資料のとおり、審査庁である教育委員会は、次回以降の定例会において審査会の答申を尊重して裁決をすることになる旨回答する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

#### (4) 議 事

##### 議案審議

委員長 議案第1号を上程する。

##### ○議案第1号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 通勤手当の認定を受けた高速道路利用区間を実際に利用せず、通勤手当を不正に受給した県立学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

協委員 懲戒処分の種類を確認する。

教育総務課長 地方公務員法に基づく戒告以上が懲戒処分となっており、戒告、減給、停職、懲戒免職の順に重い処分となる旨、及び内部処分としては、文書訓告、口頭訓告がある旨回答する。

委員長 返納させた額は、正規の認定区間との差額なのか質問する。

高校教育課長 本件では、認定された高速道路利用区間より短い区間の場合は、高速道路利用の認定ができないため、差額ではなく全額を返納させた旨回答する。

西田委員 不正が発覚した経緯について質問する。

高校教育課長 これまでも様々な形で注意喚起を行うと同時に、未然防止のための調査を実施しており、今回は、その調査によって不正が発覚した旨回答する。

協委員 手当を受給している教職員は、しっかりとした認識を持つ必要があり、十分に注意喚起を行ってほしい旨意見を述べる。

堺委員 学校に勤務していた経験から、小中学校では、管理職が手当受給を含め、教職員の通勤等に関する指導をしていた旨意見を述べる。

高校教育課長 県立学校では、職員会議等を利用し、校長や事務長が不正受給の未然防止に関する指導を行っている旨回答する。

委員長 こういった不正受給をなくすため、学校等が事務職員等の確認により一層の未然防止を図るよう指導をしてほしい旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉会

委員長 午後3時40分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。